

太田市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月19日

太田市長 清水 聖 義

## 太田市条例第5号

太田市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

太田市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（令和6年太田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条第2号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第8条において同じ。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。  
（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）
- 2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、この条例による改正後の太田市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例第4条の規定は適用せず、この条例による改正前の太田市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例第4条の規定は、なおその効力を有する。